

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、以前宇城市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※自己負担等で購入したものは対象になりません。

※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

【給付対象品】

- | | |
|--------------|---------|
| 障がい者日常生活用具 | 補装具 |
| ・介護用ベッド | ・車いす |
| ・入浴補助器具 | ・電動車いす |
| ・たん吸引器 | ・歩行器 など |
| ・ネブライザー（吸入器） | |
| ・ストーマ装具 など | |

【申請に必要なもの（共通）】

- ・印鑑
 - ・障がい者手帳（紛失等されてない方）
 - ・本人申立書
 - ・罹災証明書（コピー可） …… 発行が遅くなる場合は、ご相談ください。
- その他用具によって異なる必要な書類があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課	障がい福祉係	0964-32-1387（直通） 0964-32-1111 （内線1128・1129・1134・1135）
三角支所	総合窓口課	健康福祉係 0964-53-1111（代）
不知火支所	総合窓口課	窓口係 0964-33-1111（代）
小川支所	総合窓口課	健康福祉係 0964-43-1111（代）
豊野支所	総合窓口課	窓口係 0964-45-2111（代）